

■「西郷村行政改革プラン2022（案）」に対するパブリックコメントの結果について

○実施期間 令和4年2月18日（金）～令和4年3月1日（火） 12日間

○実施結果 意見提出者数 2名

意見累計件数 8件

No.	頁	箇所	ご意見の内容	村の考え方
1	25	3 進行管理	計画実施には、本案にも記載されているようにPDCAサイクルが不可欠である。計画書の前半、例えば「I これまでの行政改革の取組」か「III 西郷村行政改革プラン 2022の基本的な考え方」の部分で、過去のプランの「C」の部分述べるべきではないか。それを踏まえて新たな「P」を定められることが可能であり、村民も理解協力できるのではないか。	ご指摘のように、本計画（案）には掲載をしておりませんが、「西郷村行政改革プラン2018」の進捗・評価につきましては、毎年度実施しております。 なお、現在、村のホームページでの公表には至っておりませんので、今後は、計画（案）にも示しておりますように、公表するようにいたします。
2	32	1-1 ICT・DXの推進	自治体トランスフォーメーション（DX）の推進を掲げているが、政策立案・検討に、これまでの経験則に基づく予想から、科学的なエビデンスによる根拠のある予測へと変えることができ、より効果的な施策の実現ができると思われるため、ビッグデータの活用について記述すべきではないか。	ご指摘のように、村民の利便性向上と地域経済の活性化を図るため、基本方針に基づき公開を推進するという内容で、“オープンデータの取組の推進”の項目を追記しました。
3	32	1-1 ICT・DXの推進	「既存の業務内容や業務フローなどを全面的に見直し、再設計するBPRを業務ごとに実施」することとしているが、その前段として、法制実務に詳しい専門的知識を有する方（研究機関、企業）による村の例規の総点検を、まず実施されるべきとして、計画の前半に、村例規等の総点検を組み入れることを提言する。	本項目は、ICTを活用する特定の事業について、BPR手法による業務の分析等を実施する内容となっております。該当する事業については、取り組みの中で例規等の点検を実施してまいります。 全体的な例規等の点検につきましては、担当課と協議し進めてまいります。
4	35	1-4 組織活性化の推進	自らの仕事を自ら見直し改善することは、コロナ禍の繁忙中には至難の業と思われる。 村長部局を離れ、第三者的（監査委員事務局強化？）な視点で、業務の問題点の指摘ではなく、業務フロー改善の見直しを常時実施し、アドバイスできるような機関を期間限定で設置してはどうか。	新たな組織の創設につきましては、毎年度の組織の見直しの中で検討をしてまいります。

No.	頁	箇所	ご意見の内容	村の考え方
5	36 ・ 37	1-5 広報広聴制度の推進	パブリックコメントについては、行政手続法に規定されており、その提出期間は30日間以上とされております。この規定は、国に適応される規定であり、これに拘束されるものではないが、住民の意見を聴くという姿勢を示すためにも、村として統一された広聴の仕方について、パブリックコメント以外の方法を含めた規程を定めるべきと考えます。	パブリックコメント制度は、「西郷村行政改革プラン2018」において積極的に活用することとして計画しておりましたが、要綱を定めていなかったため、公募期間が統一されておりました。現在、令和4年度施行に向けて要綱の整備を進めているところで、公募期間を原則30日とする予定です。 また、パブリックコメント以外の広聴については、本計画の“①「村民の声」制度”で新たな手法を検討してまいります。
6	40 ・ 41	2-2 各種研修制度の見直し ⑥階層別研修の実施	専門的例規以外の、通則的な地方自治法、地方公務員法、村条例、村財務規則等の研修を、課単位、あるいは係単位で実施することを計画に盛り込んでいくべきではないか。	ご指摘の研修内容につきましては、現在の研修や今後創設される研修をより充実させ、取り組んでまいります。
7	40 ・ 41	2-2 各種研修制度の見直し ⑥階層別研修の実施	階層別研修の研修会の開催数が年間1回とあるが、年間1回の研修で十分な研修といえるのか。また、この1回とは1つのテーマに対して数日間実施する内容なのか不明である。 また、コロナ禍により、対面の研修ばかりではなくオンラインの研修会增加している。オンラインによる講義の受講や、オンラインテキストによる研修など研修においてもデジタル化を図るべきではないのか。	各種研修制度の見直しに列記しております各研修の年度別目標の内容に差がありましたので、“研修の実施”という内容に統一をとりました。 また、オンライン化については、各研修において推進するよう検討してまいります。
8	44	3-1 ワーク・ライフ・バランスの推進	男性職員の育児休暇についてどのような検討がなされているのか。SDGsを行政改革に掲げるのであれば、ジェンダー平等の実現の一つとして検討してみたいか。	「職員の育児休業等に関する条例」を改正し、令和4年度より、育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備等を定め、任命権者が職員（会計年度任用職員含む）からの育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう講じることをとしています。